

第2回 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称） 検討委員会

日時：令和8年7月13日（月）14時～

会場：熊本県医師会館 6階大会議室

次 第

1 開会

2 議事

前回の振り返り

議題1 論点整理

議題2 めざす姿（案）

議題3 骨子（案）

議題4 市民からの意見聴取

3 その他

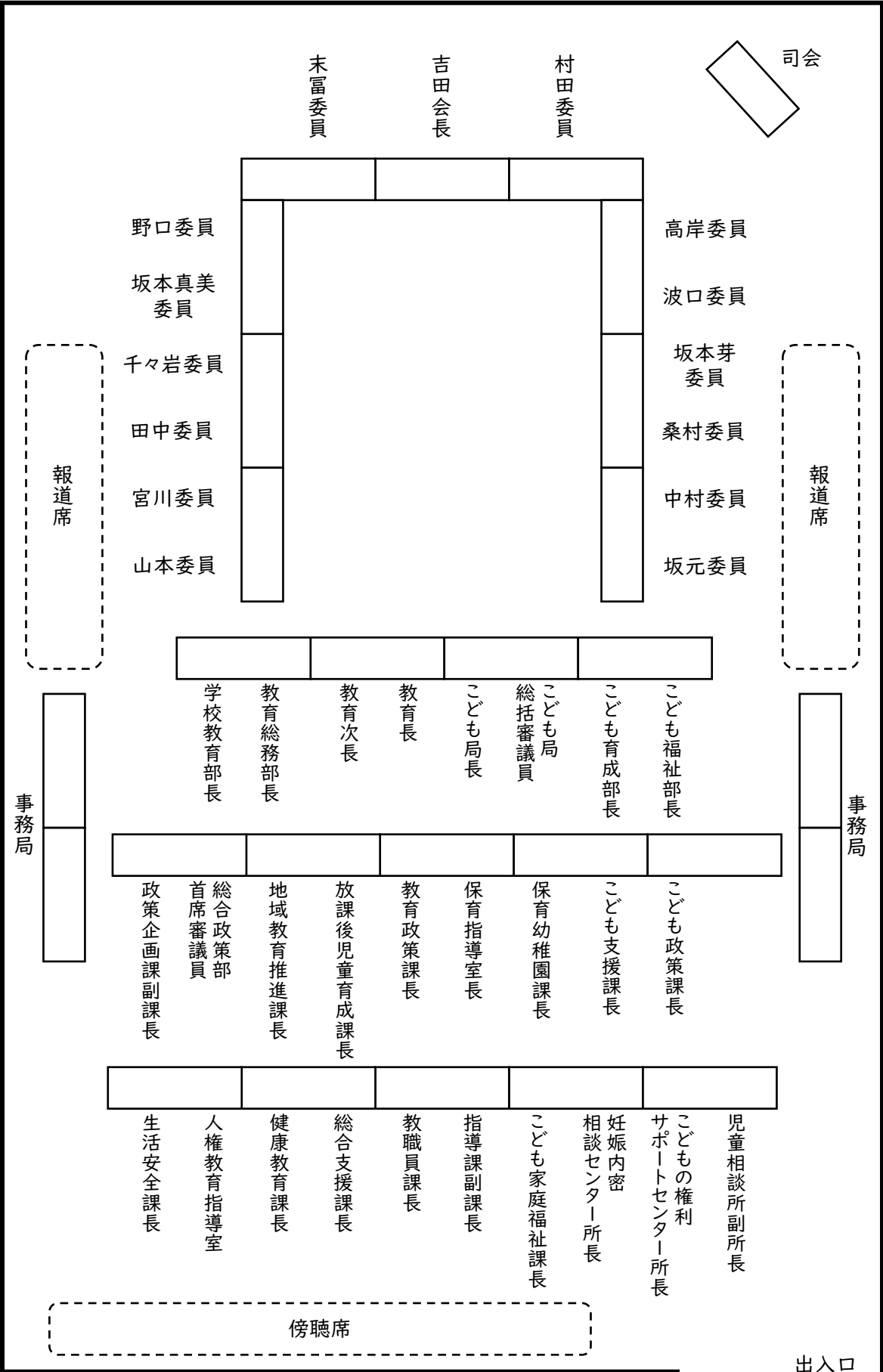
4 閉会

（配布資料）

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 議事資料
- ・ 参考資料1 こども性暴力防止法の概要（認定対象事業・施設）
- ・ 参考資料2 こども性暴力防止法の概要（求められる取組）
- ・ 参考資料3 大阪府子どもを性犯罪から守る条例
- ・ 参考資料4 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例
- ・ 参考資料5 茨城県性暴力の根絶を目指す条例
- ・ 参考資料6 長野県子どもを性被害から守るための条例
- ・ 参考資料7 三重県性暴力の根絶をめざす条例
- ・ 参考資料8 熊本県少年保護育成条例
- ・ 参考資料9 熊本県迷惑行為等防止条例
- ・ 参考資料10 委員名簿、今後のスケジュール

第2回熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会 席次表

【熊本県医師会館 6階大会議室】



第2回 熊本市こどもの性被害防止 条例（仮称）検討委員会	
令和8年7月13日	議事資料

第2回

熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会

こども政策課

目次

- 前回の振り返り 3
- 議題1 論点整理 8
 - ①条例が想定する範囲について
 - ②本条例の位置づけ・性質について
 - ③こども性暴力防止法等との関係について
 - ④こどもや性暴力の範囲について
 - ⑤責務規定の範囲について
 - ⑥加害者支援の位置づけについて
- 議題2 めざす姿(案) 19
- 議題3 骨子(案) 21
- 議題4 市民からの意見聴取 24
 - ①アンケート
 - ②ワークショップ

前回の振り返り

議題Ⅰ：条例制定に向けた論点整理

論点(1) 条例が想定する範囲について

- 条例が想定する範囲をどのように設定するか
- 大人から子どもへの性暴力を対象とするか、子ども同士の性暴力も含めるか

【主なご意見】

- 条例が主に想定する範囲については、学校・児童福祉施設、民間教育保育等施設に加えて、「家庭」における性暴力を対象とすべきではないか
- トー横などの路上での性暴力などの事態まで想定すると公共空間等も含めた方がよい
- 大人から子どもへの性加害のみならず、子ども間の性加害行為も対象とすべきではないか
- できるだけ広くカバーしたいという思いはあるが、子ども性暴力防止法の対象範囲を大きく超えてしまうことは実効性の面で懸念がある。

論点(2) 本条例の位置づけ・性質について

- 理念条例とし、具体的な取組等についてはガイドラインで補完するものとするか
- 行為の禁止や規制を伴うことを含めたものとするか

【主なご意見】

- 理念条例とし、具体的な取組についてはガイドラインで整理して実効性を確保してはどうか
- 子どもには必要ないが、大人に対する行為の禁止や規制は必要ではないか
- 禁止や規制については、先行自治体の例を参考に判断すべきではないか

➡ 対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為や規制）

論点(3) こども性暴力防止法等との関係について

- こども性暴力防止法を前提として、地域で機能させる（実効性をもたせる）ための補完的条例とするか
- 本法に加えて、市独自の規定を設けるものとするか

【主なご意見】

- ・ 法の制度対象外の事業者に対しても安全確保措置をしてもらえるように市独自の制度や仕組みを考えていく必要があるのではないか

論点(4) こどもや性暴力の範囲について

- 本条例において、対象や範囲をどの程度明示するのが適切か

【主なご意見】

- ・ 対象となるこどもについては、18歳未満という考え方もあるが、想定する関係性や場面などを示して、年齢を固定せず、その範囲もできるだけ幅広い方がよいという考え方もあるのではないかと
- ・ 性暴力とは何か、どこまでを含めるものなのかを共有するのがすごく大事であり、狭い範囲の性犯罪だけを性暴力と捉えないでほしい

論点(5) 責務規定の範囲について

- 責務規定をどの主体に設定すべきか(例:市、学校、事業者、保護者、市民など)
- 各主体の責務規定の位置づけをどう整理すべきか

【主なご意見】

- ・ 制限を課すのではなく、協力を依頼するという意味での役割責務であれば、全ての主体を対象にした方がよいのではないか
- ・ 民間事業者への過度な規制や罰則は非現実的。協力を促すものがよいのではないか
- ・ 保護者への責務は慎重に検討する必要があるのではないか
- ・ 努力義務では意味がないという意見もあるが、市が姿勢を示すということに意義があるのではないか

➡ 対応② 先行自治体の役割・責務に関する条文整理

論点(6) 加害者支援の位置づけについて

- 加害者(こども、大人)支援の位置づけをどう考えるか

【主なご意見】

- ・ 被害者のケアが最優先だが、被害者支援、再発防止のためにも加害者への支援(「支援」という表現は要検討)が必要ではないか
- ・ 加害者支援の資源がないことが課題である
- ・ 加害をした者がこどもであった場合の支援(教育)について条例に明記すべきではないか

➡ 対応③ 先行自治体の事例調査(加害者支援)

その他ご意見

【主なご意見】

- 目指すゴールが前向きである必要があり、まずビジョンを設定することがとても大事ではないか

➡ 対応④ めざす姿の検討

議題2:市民からの意見聴取

アンケート、ワークショップ

【主なご意見】

- より有用な結果を得られるよう、アンケートの内容、手法、時期については再考すべきではないか
- ワークショップは意見聴取という目的だけでなく、教育的な意味合いもある。

➡ 対応⑤ 委員からの意見聴取。日大研究チームとの連携

議題Ⅰ 論点整理

論点(1) 条例が想定する範囲について

- ①～④において、本条例に基づき啓発・支援の強化を図る。
- ①②については、こども性暴力防止法等の対策・対応に加え、本条例に基づく対策等を講じる。
- ③④については、児童虐待防止法や刑法等の関係法令による対策等を講じる。
- こども間の性加害行為についても教育・支援の対象として条例に含めるということで整理。

本条例に基づき啓発・支援の強化を図る範囲

関係法令及び本条例による対策・対応を講じる範囲

こども性暴力防止法の適用範囲

① 学校、児童福祉施設等

- ・国公立・私立の学校（幼稚園・小中高校・特別支援学校など）
- ・認定こども園、認可保育所
- ・児童相談所
- ・児童福祉施設（乳児院、児童養護施設 など）
- ・障害児入所・通所施設

② 民間教育保育等施設・事業

- ・認可外保育所
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾
- ・スポーツクラブ など

うち、一定期間、家庭外の場所において、複数の指導者が継続的に対面でこどもに教える活動を行う施設等で、国の「認定」を受けた事業者

関係法令による対策・対応を講じる範囲

③ 家庭

- ・自宅、親族の家など

④ 公共空間・公共の場

- ・路上、繁華街、公共交通、公園、イベントなど

論点(2) 本条例の位置づけ・性質について

- 理念条例とし、具体的な取組についてはガイドラインで整理して実効性を確保する。
- 行為の制限や禁止、義務付け、罰則規定については、法の趣旨や目的、内容、効果に照らし、個別に検討を行う。

【参考】法と条例の関係性、罰則に関する法制課意見

- ✓ 法と異なる対象者や行為を条例で規制すること（横出し）や、法より厳しい基準や罰則を条例で定めること（上乗せ）については、徳島市公安条例事件判決（※）で示された判断基準を踏まえ検討する必要がある。（法の趣旨や目的、内容、効果に照らして条例の規定が法と矛盾抵触すると判断されれば、条例が違憲無効となるため。）

※「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」とされた。

- ✓ また、条例に罰則規定を設けるのであれば、「検察庁との協議」が必要であり、協議には一定の期間を要する。なお、法が定める罰則規定と同じ対象者の同じ行為について同様の罰則を適用することは、検察庁との協議において同意が得られない可能性が高い。

【参考】対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為、規制）

禁止行為

	大阪府	福岡県	長野県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	長野県子どもを性被害から守るための条例
条項 ※詳細は 参考資料 参照	- 第8条（不安を与える行為の禁止） - 第9条（威迫する行為等の禁止） → 監督者が直ちに守れない13歳未満への欺き、強要、威迫、つきまとい等を禁止する	第9条（行動規範） → 県民等是指針を踏まえ人権侵害となる行為や被害者特定情報の拡散を行わない	- 第17条（威迫等による性行為等の禁止） → こどもに対し、脅し・だまし・困惑につけ込んで性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、見せたり教えたりすることを禁じる。 - 第18条（深夜外出の制限） → 保護者は正当な理由なくこどもを深夜に外出させないよう努め、周囲の大人や営業者も連れ出し防止や帰宅の促しに努める。
規定の背景・必要性	小学生以下への声かけ・つきまとい等の前兆事案の増加を受け、判断力や危険回避能力が未熟で見守りの必要性が高い13歳未満を保護対象とし、重大な被害の未然防止を図る趣旨で設けた	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性とこどもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた	県民運動として地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んできたが、社会環境が変化中、こどもの性被害の増加を受け、教育・啓発・罰則・被害者支援を盛り込む新たな条例整備が必要となった
取組内容	警察による検挙及び抑止活動を実施	「性暴力根絶に向けた対応指針」及び解説の策定	人権教育・性教育の充実等の「予防」や基本理念に関する県民理解の促進等の「啓発活動」を実施
効果、課題	第9条第2号関係の検挙件数は、平成24年から平成30年までの間で7件、平成31年から令和4年までの間で1件となっている	性暴力根絶に向けたさらなる周知・啓発が必要	施行時から数年の間で5件の検挙（深夜外出規制のみ）があったが、近年の検挙はない状況であることから、一定の抑止効果があったと捉える
備考		議員提案による条例	青少年保護育成条例を制定していない ※他都道府県では、青少年保護育成条例に18歳未満の者に対する性行為・わいせつ行為の禁止や深夜外出の制限が規定されていることが多い

【参考】対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為、規制）

罰則

	大阪府	福岡県	長野県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	長野県子どもを性被害から守るための条例
条項 ※詳細は 参考資料 参照	第17条、第18条（罰則） → 禁止行為の常習違反等に刑事罰、届出義務違反等に行政罰を科す	第22条（過料） → 正当な理由なく必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料の対象となる	- 第19条（罰則） → 禁止行為や深夜の連れ出し違反には刑罰を科す - 第20条（適用除外） → 違反した者がこどもの場合や、行為時にこどもであった者には条例の罰則を適用しない
規定の背景・必要性	- 第17条は、刑法における他人の身体に直接危害を及ぼす罪に適用される罰則との均衡を踏まえ、その軽重を考慮して規定した - 第18条は、届出制度が社会復帰支援を目的としていることを踏まえ、違反行為の性質及び罰則の程度を考慮し、届出の実効性を担保するため行政罰として規定した	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性とこどもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた（再掲）	- 第19条は、罰則は被害を減らす効果があると考え規定した - 第20条は、こどもを性被害から守るため、社会的非難を受けるべき大人の行為に対し処罰規定を盛り込んだ
取組内容	- 警察による取締り及び検挙を通じて罰則規定の実効性を確保するとともに、条例違反が疑われる事案については関係機関と連携の上、情報把握に取り組んでいる - 届出義務違反については、調査・指導を行い、必要に応じて過料の適用を行うほか、条例内容の周知・啓発を実施することにより違反の未然防止を図っている	特になし	人権教育・性教育の充実等の「予防」や基本理念に関する県民理解の促進等の「啓発活動」を実施（再掲）
効果、課題	- 罰則規定の整備により条例違反行為への抑止効果が期待され、検挙や行政措置と相まって実効性の担保に寄与している - 違反の把握が通報等に依存する点や、適用判断に慎重さを要する点が課題であり、届出義務違反については、制度の周知や理解の促進に継続して取り組んでいく必要がある	特になし	施行時から数年の間で5件の検挙（深夜外出規制のみ）があったが、近年の検挙はない状況であることから、一定の抑止効果があったと捉える（再掲）
備考		議員提案による条例	青少年保護育成条例を制定していない ※他都道府県では、同条例に18歳未満の者に対する性行為・わいせつ行為の禁止や深夜外出の制限が規定されていることが多い

論点(3) こども性暴力防止法等との関係について

- こども性暴力防止法を熊本市内で機能させる（実効性をもたせる）ための補完的機能を持つとともに、本法の制度対象外の事業者等に対しても条例に基づく取組を促すため市独自の制度や仕組みを設ける。

※補完的機能のイメージ

- ➡こども性暴力防止法で規定されている義務の履行は設置者に任せられているため、研修等の円滑な実施や適切な相談体制の確保など、国法が地域で機能するよう条例・ガイドラインにより具体化し補完するもの。

（例）

- ・研修内容や実施方法を示す、市が研修を主催する・教材を提供する
- ・相談を受けた際の流れ（どの段階で関係機関につなぐか等）を明確にする
- ・関係機関との連携の基本的な考え方や役割分担を整理する
- ・誰がどのように対応するかなど、現場での役割分担を明確にする など

※市独自の制度や仕組みのイメージ

- ➡こども性暴力防止法の制度対象外の事業者にも“予防・安全確保”を広げ、取組の空白を生じさせない仕組み

（例）

- ・情報提供（ガイドライン、相談窓口、対応の考え方、行動規範等）
- ・研修機会の提供
- ・こどもから相談を受けた際の対応手順 など

論点(4) こどもや性暴力の範囲について

- 本条例において、「こども」を次のように定義する。性暴力等の定義については、条例の性質等を踏まえ、その必要性も含めて今後検討する。

こども：18歳未満の者（高等学校等に在学する18歳以上の者を含む）

【参考】

■こども性暴力防止法 Q&A

児童等

次の①から③の者を指す。（こども性暴力防止法第2条第1項）

- ① 学校（※）に在籍する幼児、児童又は生徒

※幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
幼保連携型認定こども園

- ② ①以外の18歳未満の者

- ③ 高等専門学校の第1学年から第3学年又は専修学校（高等課程）に在学する者

■こども性暴力防止法施行ガイドライン

児童等

通常、教育、保育等を提供する事業者が支配的、優越的立場に立ちやすく、自らの意思に基づく行動により被害から逃れることが難しい幼児、児童、生徒（高等学校等に在学する18歳以上の者を含む。）や18歳未満の未成年者を想定している。

論点(5) 責務規定の範囲について

- 市、学校等、事業者、保護者、子ども、市民の役割・責務を規定する。

	内容例 ※他自治体条例を参考
市	・施策の策定実施 ・関係機関との連携 ・関係機関の支援
学校等	・性教育の実施 ・安全確保措置 ・早期発見・早期対応 ・市施策への協力
事業者	・性暴力防止、被害者支援の必要性への理解 ・安全確保措置 ・被害の申出があったときの適切な対応 ・市施策への協力
保護者	・性教育の実施 ・子どもが被害にあったときの保護・支援
子ども	・自分の心と体を守る意識 ・自他の尊重
市民	・性被害や二次被害を防ぐための配慮 ・市施策への協力

【参考】対応② 先行自治体の役割・責務に関する条文整理

		大阪府	福岡県	茨城県	長野県	三重県
		大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	長野県子どもを性被害から守るための条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
役割・責務	県	【義務】 ・各主体との連携による施策の実施 【努力】 ・各主体の支援	【義務】 ・各主体との連携による施策の実施 ・市町村支援 【努力】 ・民間団体への支援	【義務】 ・関係者との役割分担を踏まえた施策の策定・実施	【義務】 ・施策の策定・実施 ・県民運動の推進 【努力】 ・施策の策定・実施にあたっての関係機関と連携協力	【義務】 ・施策の策定・実施 ・施策の策定・実施にあたっての関係機関と連携 ・情報収集と活用
	市町村	-	【努力】 ・県・警察と連携した対策の実施 ・住民の理解促進及び被害者支援	【努力】 ・関係者と連携した取組の推進 ・住民の理解促進	-	【努力】 ・関係機関や住民と連携した取組推進 ・住民理解の促進と県施策への協力
	学校等	-	【努力】 ・公立：性暴力防止と被害者支援の総合的教育の実施 ・私立：公立に準ずる	【努力】 ・県立：性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発 ・国立・私立：県立に準ずる	【努力】 ・人権教育や性教育、情報モラル教育	【義務】 ・性暴力防止と早期発見 ・疑い時の迅速な相談窓口へのつなぎ 【努力】 ・研修や環境整備 ・県施策への協力
	事業者	【努力】 ・子どもを守る行動 ・府施策への協力	【義務】 ・被害申出への適切対応 【努力】 ・研修参加配慮や県等施策への協力 ・指針に基づく環境整備	【義務】 ・被害申出への適切対応 【努力】 ・性暴力防止と被害者支援の必要性の理解、配慮 ・県市施策への協力	【義務】 ・子どもの性被害防止への配慮 【努力】 ・県施策や学校・地域の取組への協力	【努力】 ・性暴力根絶と被害回復支援の必要性の理解 ・性被害防止や職場環境整備 ・申出への適切な対応 ・県施策への協力
	保護者	-	-	-	【義務】 ・子どもを守る第一義的責任の自覚 【努力】 ・性被害防止の教育や被害時の保護・支援	-
	県民	【努力】 ・日常生活で子どもの安全確保 ・府施策への協力	【義務】 ・理解促進及び被害や二次被害の防止への配慮 ・県や市町村の取組への協力	【義務】 ・被害や二次被害を生じさせない配慮 【努力】 ・性暴力防止と被害回復支援の必要性の理解 ・県市施策への協力	【義務】 ・地域で子どもを育む重要性の理解 【努力】 ・主体的は性被害防止の取組 ・県や学校・地域の施策への協力	【義務】 ・性被害や二次被害を防ぐための配慮 【努力】 ・性暴力防止と被害回復支援の理解 ・早期発見、被害者支援への主体的な取組 ・県施策への協力

論点(6)加害者支援の位置づけについて

- 被害者支援、再発防止のために加害者への対応についても位置付ける
- 加害行為に関与したこどもに対しては、発達段階に合わせた教育・支援を講じる

【参考】対応③ 先行自治体の事例調査(加害者対応)

加害者への対応(住所等の届出義務・社会復帰支援)

	大阪府	福岡県	茨城県	三重県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
条項 ※詳細は参考資料参照	- 第12条(住所等の届出義務) → 刑期満了後5年以内の府内居住者に、住所等の届出を義務付ける - 第13条(社会復帰に関する支援) → 届出確認後、本人の意思と秘密に配慮しつつ、社会復帰相談等の必要な支援を行う	- 第17条(住所等の届出義務) → 刑期満了後5年以内の県内居住者に、住所等の届出を義務付ける - 第18条(受診の勧奨と社会復帰の支援) - 第19条(加害者等からの相談等) → 対象者の再発防止と社会復帰に向け、相談・治療・指導の支援を行う	- 第7条(性犯罪の再犯防止、社会復帰のための支援等) → 対象者の再発防止と社会復帰に向け、相談・治療・指導の支援を行う - 第8条(住居の届出) → 刑期満了後5年以内の県内居住者に、住所等を届け出る	第22条(性暴力の再犯防止) → 加害者等へ再発防止と社会復帰の支援を行い、子どもには保護者と連携し、相談しやすい環境整備に努める
規定の背景・必要性	子どもが性犯罪の被害に遭わない社会、加害者を生み出さない社会、すなわち、子どもが健やかに成長し、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に資する目的で規定した	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性と子どもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた(再掲)	犯罪の露見により加害者が職を失うなど更生の機会を失い、本人だけでなく家族も平穏な生活を送れなくなる場合があることを踏まえ、再犯防止と更生・社会復帰支援の重要性を定めた	加害者の再発防止に向けた取組は必要であるとして規定した
取組内容	- 届出義務を課すとともに、届出内容の確認のための自宅訪問の実施 - 希望者に対するカウンセリングの実施	- 届出義務を課すとともに、届出を行った者に対してプログラムの受講を促す - 福岡県性暴力加害者相談窓口を設置し、加害者に対して再発防止専門プログラムの実施や専門的医療機関の紹介	- 子どもに対する性犯罪をした者から住居の届出を受理 - 相談窓口を開設し、県ホームページ及びSNS等で相談窓口を周知 - 精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等を紹介	加害者又はその家族(加害者等)が求める場合には、県が加害者等からの相談に応じ、心理学的又は医学的に必要な支援を実施
効果、課題	- 住所等の届出義務及び社会復帰支援を組み合わせた取組により、対象者の状況把握が可能となり、再犯防止に向けた一定の抑止効果が期待される - 届出内容の正確性の確保や対象者の把握には一定の限界がある - 社会復帰支援は本人の承諾によるところが大きく、支援の利用が必ずしも十分に進まない場合がある	再犯防止プログラム終了後に再犯した場合、報道等をされない限り窓口で認知することが難しく効果検証がしづらい	再犯防止の重要性や機運醸成に向けた取組を継続的に実施していく必要がある	加害者の再発防止に資する支援が行える社会的資源(医療機関、民間支援団体)が存在していないため、人材育成、県外の資源の活用を含め、体制の在り方について検討する必要がある
備考		議員提案による条例	議員提案による条例	- 再発防止規定は県が講じる施策として規定し、県民の権利は制限しない - 青少年健全育成条例の目的(青少年に限定)、迷惑防止条例の性質(規制条例)と異なることから、本条例における再発防止を既存のそれらの条例で規定することになじまないと判断した

議題2 めざす姿(案)

	こどもの性被害を生み出す背景・要因・課題(例)	施策の方向性(案)
性被害を生まない (未然防止)	・ 人目が届かない場所での関わり ・ 境界や同意に関する理解不足・軽視(被害者・加害者) ・ 加害を抑止する仕組みの不足	・ 接触環境の可視化・ルール化 ・ 境界・同意に関する教育の徹底 ・ 加害を未然に防ぐ仕組み整備
性被害に気づく (早期発見・対応)	・ 異変に気づく知識や関心の不足 ・ 相談しにくい関係性 ・ 判断や対応への迷い ・ 初期対応体制の不足	・ 異変を見逃さない力を高める ・ 相談しやすい環境づくり ・ 対応基準の明確化 ・ 初期対応体制の強化
被害者を支える (支援)	・ 被害にあったこどもの孤立や偏見による二次被害 ・ 保護者・周囲の対応の難しさ ・ 相談・支援へのアクセスの困難さ ・ 学校・福祉・医療・警察等の連携不足	・ 二次被害を防ぐ意識の醸成 ・ 保護者・関係者の対応力向上、支援 ・ 相談・支援へのアクセス向上 ・ 多機関連携による切れ目ない支援
地域全体で守る	・ 地域のつながりの希薄化や見守りの仕組み不足 ・ 学校・家庭・地域・行政の連携不足 ・ 当事者意識の弱さ	・ 地域の見守り機能の再構築 ・ 学校・家庭・地域・行政の連携強化 ・ 「みんなで守る」という共通認識の形成

■めざす姿(案)

■市こども計画2025

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」

こどもの性被害を生まない、
気づき合い、ともに支え合い、地域全体で守る
安心して生活・成長できるまち

未然防止

早期
発見・対応

支援

議題3 骨子(案)

条例の骨子(案)

総則

前文

- 地域全体で性暴力から子どもを守る決意
子ども性暴力防止法と本条例の関係

第1条 目的

- こどもの性被害の防止及び対応(予防、早期発見、相談、支援、再発防止)の総合的・一体推進
市、事業者、市民その他関係者の連携
地域全体で子どもを守る環境整備
安心して成長できる社会の実現

第2条 定義

- 子ども、学校等、事業者、性暴力

第3条 基本理念

- こどもの尊厳と安心して成長できる環境の確保
性被害の未然防止の推進
気づきと適切な支援・対応につながる体制整備
被害を受けたこどもの回復と生活の安定への支援
家庭、学校、地域等の連携による地域全体での見守り

第4条 市の責務・役割

- 施策推進、関係機関との連携体制整備

第5条 学校等の責務・役割

- 安全確保措置等の徹底、早期発見・早期対応、教育の推進

第6条 事業者の責務・役割

- 安全確保措置等の徹底、早期発見・早期対応

第7条 保護者の責務・役割

- 性被害防止に向けた教育、被害時の保護・支援

第8条 こどもの責務・役割

- 自分の心と体を守る意識、自他の尊重

第9条 市民の責務・役割

- 地域での見守り、通報

条例の骨子(案)

基本施策

- | | | |
|------|--------------------|-----------------------------------|
| 第10条 | 啓発活動等 | ➤ 市民・事業者への意識啓発、必要な情報提供 |
| 第11条 | 教育の推進 | ➤ 年齢や成長に配慮した性教育・人権教育 |
| 第12条 | 人材育成・研修 | ➤ 教職員等や関係者に対する専門性向上研修 |
| 第13条 | 早期発見・早期対応 | ➤ 兆候把握と迅速な初動対応 |
| 第14条 | 相談体制の整備 | ➤ 相談窓口の整備と確実に支援につながる仕組みづくり |
| 第15条 | 被害者等の支援 | ➤ 被害を受けた子どもや家族の心理・生活面の継続支援 |
| 第16条 | 再発防止 | ➤ 関係機関と連携、支援・指導・対応、体制整備、人材育成、情報共有 |
| 第17条 | 子どもが関与する
事案への対応 | ➤ 発達段階・心身状況への配慮、支援、指導その他必要な対応 |

施策推進

- | | | |
|------|-----------|---------------------------|
| 第18条 | 推進体制の整備 | ➤ 庁内連携による施策推進 |
| 第19条 | 関係機関との連携 | ➤ 警察・福祉等と連携した対応 |
| 第20条 | 事業者支援 | ➤ 研修の実施、自主的取組の促進、情報提供、助言等 |
| 第21条 | 保護者支援 | ➤ 情報提供、助言等 |
| 第22条 | 施策の評価・見直し | ➤ 施策検証、市民意見反映、見直し |

議題4 市民からの意見聴取

意見聴取①：アンケート調査

※日本大学研究チームと連携して実施

(1) 調査目的

① 小学生(高学年)、中高生、保護者

こどもの不安や悩み、支援ニーズを把握し、条例の範囲や内容検討、また取り組むべき施策検討の参考にすることを目的とする。

② 事業所

こどもの性被害に関する認識や対策として講じている取組、また必要な支援ニーズを把握し、条例の範囲や内容検討、また取り組むべき施策検討の参考にすることを目的とする。

(2) 実施時期・調査方法等

● 調査実施時期 令和8年8月(予定)

● 調査方法

①-1 小学生(高学年)・中高生

学校の配信ツールを通じて案内し、回答はオンラインで受け付ける。

①-2 保護者

学校の配信ツールおよび市広報ツールを活用して案内し、回答はオンラインで受け付ける。

② 事業所

総務省統計局DBに記載された事業所や本市の関係団体等へアンケートの回答依頼文を郵送し、回答はオンラインで受け付ける。

● 個人情報の保護と回答に関する注意

- ・回答は匿名とする。
- ・すべての質問に回答する必要はなく、途中でやめたり、答えたくない質問は無回答を可とする。
- ・困った時の相談窓口をアンケートの調査票に記載する。

(3) アンケート案(主な設問項目)

【小学生(高学年)】

- ・ 悩んだ時に相談する相手
- ・ 相談しにくい場合の理由
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【保護者】

- ・ こどもと性について話すときの課題感
- ・ おとなの学びの機会
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【中高生】

- ・ 悩んだ時に相談する相手
- ・ 相談しにくい場合の理由
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【事業所】

- ・ こどもの性被害に対する認識
- ・ 性被害を防ぐための取組状況
- ・ 取組に当たっての課題感
- ・ 行政に対する支援ニーズ 等

意見聴取②：ワークショップ

(1) 実施目的

アンケートで把握した実態・困りごと・支援ニーズ等を深堀し、具体的な条例の方向性や対策・支援策の検討につなげるもの。

(2) 実施時期・内容等

①小学生（高学年）、②中高生、③保護者を対象に3回に分けて実施する。30名程度／回の予定。

● 実施時期 ①令和8年8月下旬（予定） ②令和8年9月中旬（予定） ③令和8年10月上旬（予定）

● 内容案

① 小学生（高学年）：「安心できる環境と人との関わり」

- ・（性被害のない）安心して過ごせる場所とはどのような場所か。学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするためにどうすればよいか。
- ・（性被害にあわないために）大人や友達と関わるうえで大切なことは何か。
- ・（性に関して）困ったときにどうすれば相談しやすくなるか。

② 中高生：「安心できる環境と人との関わり」

- ・（性被害のない）安心して過ごせる場所とはどのような場所か。学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするためにどうすればよいか。
- ・（性被害にあわないために）大人や友達と関わるうえで大切なことは何か。SNSで安心してやりとりするために必要なことは何か。
- ・（性に関して）困ったときにどうすれば相談しやすくなるか。

③ 保護者：「こどもを支えるために必要なこと」

- ・ 学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするために必要なことは何か。
- ・ こどもが安心して相談できるために、家庭・学校・地域に必要なことは何か。
- ・ こどもから相談を受けたときに、どのような支援や情報があれば安心できるか。

(3) その他(予定)

- ワークショップの冒頭に性被害についてインプットする時間を用意する。
- 「こどもの権利」の普及啓発やこどもの意見聴取支援に取り組むNPOにファシリテーターを依頼し、こどもが安心して参加できる環境づくりやこどもから意見を引き出す工夫を講じる。※①②のみ
- グループワークは同性で行い、同性の大学生を補助で配置する。※①②のみ
- 年齢や発達段階に考慮したグループを設定する。※②のみ



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談をしやすいとするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の

有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

全ての事業者が 法律で定める

性暴力防止の取組の
義務がある



- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設
（認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など

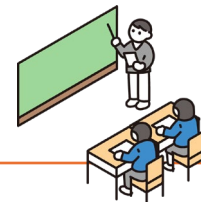
国の「認定」を受けた事業者が 法律で定める

性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）



- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業
（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

など



民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
(芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること



求められる取組：安全確保措置

安全確保措置とは、こどもの安全を守るために事業者が行わなければならない様々な取組を指します。具体的な内容として次の取組が含まれます。

未然防止

- ・ 性暴力を未然に防止するためのルールを作り、周知する
- ・ 性暴力が起きないよう、複数のおとなの目が行き届くような環境を整備する
- ・ 事業者は、性暴力の防止に対する関心を高め、必要な取組への理解を深めるため、こどもと接する業務を行う従事者に定期的に研修を受けさせる



現場での
ルール作り・周知



環境整備



従事者の研修受講

早期発見

- ・ 日頃から性暴力の発生やその予兆をいち早く発見するための措置として、日常的にこどもの変化を気にかけてたり、面談やアンケートを実施したりする
- ・ こどもや保護者が相談しやすい相談窓口の設置や周知を行う



日常観察



面談



アンケート



相談窓口の設置

調査・保護・支援

- ・ 性暴力が疑われる場合は、事実確認などの調査を行うとともに、被害にあったこどもの保護・支援を行う



調査・保護・支援



犯罪事実確認



■ 犯罪事実確認

過去に性犯罪を犯した人の再犯を防止するため、事業者は従事者の性犯罪歴(※)の有無についての確認を行います。

※ 「性犯罪歴」とは「特定性犯罪の前科」のことを指します。

【特定性犯罪の一覧】

次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象

（※）拘禁刑：刑の執行終了などから20年、執行猶予者は裁判確定などから10年、罰金：刑の執行終了などから10年

刑法	● 不同意わいせつ（176条）※ ● 不同意性交等（177条）※ ● 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）※ ● 不同意わいせつ等致死傷（181条） ● 16歳未満の者に対する面会要求等（182条） ● 強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）※ ※ 未遂罪を含む。
盗犯等の防止及び処分に関する法律	● 常習特殊強盗致傷（4条）
児童福祉法	● 淫行をさせる罪（60条1項）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	● 児童買春（4条） ● 児童買春周旋（5条） ● 児童買春勧誘（6条） ● 児童ポルノ所持、提供等（7条） ● 児童買春など目的人身売買等（8条）
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	● 性的姿態等撮影（2条） ● 性的影像記録提供等（3条） ● 性的影像記録保管（4条） ● 性的姿態等影像送信（5条） ● 性的姿態等影像記録（6条）
都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの	● みだりに人の身体の一部に接触する行為 ● 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機などを用いて撮影し、または当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機などを差し向け、若しくは設置する行為 ● みだりに卑わいな言動をする行為 ● 児童と性交し、または児童に対しわいせつな行為をする行為



これらの犯罪が大人に対して行われた場合も、確認の対象となります。



【犯罪事実確認の対象者】

こどもと継続的に接する業務を行っている方が確認の対象です。

- ・ 校長や園長といった管理者
- ・ こどもたちと接する機会の多い教員や保育士
- ・ 業務の実態によっては、事務職員、スクールバスの運転手なども対象

必ず対象



校長・園長など



教員・保育士・
保育教諭・児童指導員など

一部対象

※ 業務実態を踏まえ、事業者が判断



事務職員
スクールバスの運転手など

【犯罪事実確認の期限】

犯罪事実確認は、新規採用や配置転換により、新たにこどもと接する業務に就く方については、原則として、従事開始前までに終える必要があります。こども性暴力防止法の施行時に学校や認可保育所といった義務対象の事業者で既に従事・内定している方については、施行から3年以内、放課後児童クラブや学習塾といった認定対象の事業者で認定時点で既に従事・内定している方は認定から1年以内に確認を行う必要があります。確認を行った従事者については、その後5年ごとに再度確認を行います。

対象者	期限
新規採用・異動により新たに対象業務に従事する場合	従事を開始するまで
こども性暴力防止法が施行された時点で、義務対象事業に従事・内定している場合	施行の日から3年以内
認定を受けた時点で、認定対象事業に従事・内定している場合	認定の日から1年以内
犯罪事実確認をした従事者が対象業務に継続して従事している場合	5年ごと



■ 対象となる主な職種の分類

ア 学校教育法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	－
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校および高校と同様の職員＋寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師

※ その他の事業者については、ガイドライン「Ⅲ.対象事業・対象業務」を参照ください。

※ 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教員などに該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。



■ 防止措置

特定性犯罪の犯罪歴の有無の確認の結果や、調査の結果などを踏まえ、従事者によるこどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、事業者(※)は、その従事者を教育・保育などの業務に従事させないなどの措置が必要になります。

- ・ 「性犯罪歴」の有無の確認結果
- ・ 「調査」などの結果、性暴力が行われたと合理的に判断される場合 など



こどもへの性暴力
が行われる

『おそれ』



教育・保育などの
業務に就かせない

※ 防止措置の詳細については、本資料「第9章 防止措置」をご参照ください。



求められる取組：情報管理措置

犯罪事実確認を通じて入手した従事者の情報は、性犯罪歴という取扱いに細心の注意が必要な情報です。漏えいさせた場合に深刻な人権侵害にもつながり得るため、情報管理措置について定めています。

■性犯罪歴の記録について求められること

- ・ 適切な管理
- ・ 目的外利用や第三者提供の禁止
- ・ 漏えいなどの重大事態のこども家庭庁への報告
- ・ 適切な廃棄・消去

■情報を適正に管理するための留意点

- ・ 必要最小限の人員で情報を取り扱うこと
- ・ 専用のシステム（こまもろうシステム）上でのみ性犯罪歴の確認を行う

など



性犯罪歴に関する情報は取扱いに細心の注意が必要な情報であり、第三者に教えたり、提供したりすることは許されません。

性犯罪歴に関する情報をみだりに他人に教えるなどした場合は、こども性暴力防止法に基づく刑罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償につながるおそれもあります。

本章で紹介したこども性暴力防止法上の取組などの詳細は、第2章以降で学んでいきましょう。

○大阪府子どもを性犯罪から守る条例

平成二十四年三月二十八日
大阪府条例第二号

大阪府子どもを性犯罪から守る条例を公布する。

大阪府子どもを性犯罪から守る条例

次代の社会を担う子どもが、健やかに成長し、安全に安心して暮らせることは、府民全ての願いである。

しかしながら、子どもの心身に重大な被害を及ぼす犯罪が後を絶たず、とりわけ子どもに対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになる。

また、犯罪に至らないまでも、子どもや保護者、地域社会に不安を与える事象の発生も少なくない。

これらの状況を踏まえ、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保するためには、私たち一人ひとりが子どもを性犯罪から守ることに対する理解を深め、府、市町村、事業者、府民等が一体となった取組を展開することが不可欠である。

社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十八歳未満の者をいう。

二 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十一条まで、第百八十二条第二項、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)の罪

ロ 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条(刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。)の罪

ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第七条第四項の罪

ニ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項(同条第一項第二号から第四号までに係る部分に限る。)の罪

ホ イからニまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪

(府の責務)

第三条 府は、市町村、事業者、府民等と連携して、社会全体で子どもを性犯罪から守るために必要な施策を実施する責務を有する。

2 府は、事業者及び府民が、子どもを性犯罪から守るために行う自主的な活動を促進するため、必要があると認めるときは、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、社会の一員として子どもを性犯罪から守るために積極的に行動するよう努めるとともに、府が実施する子どもを性犯罪から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、日常生活における子どもの安全の確保に努めるとともに、府が実施する子どもを性犯罪から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(適用上の注意)

第六条 この条例の適用に当たっては、性犯罪の被害を受けた子ども及びその関係者の名誉又は平穏な生活を害することのないよう十分配慮しなければならない。

(啓発活動等)

第七条 府は、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進するものとする。

2 府は、子どもを性犯罪から守るための教育を充実するよう努めるものとする。

(不安を与える行為の禁止)

第八条 何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの(以下「監督保護者」という。)が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。
- 二 義務のない行為を行うことを要求すること。

(威迫する行為等の禁止)

第九条 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いいがかりをつけ、又はすごむこと。
- 二 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

(禁止行為に係る通報)

第十条 前二条に規定する行為に該当すると認められる行為を発見した者は、監督保護者に連絡し、又は警察官に通報するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による連絡を受けた監督保護者は、前二条に規定する行為に該当すると認められる行為が発生した旨を警察官に通報するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による連絡又は通報を行う者は、前二条に規定する行為に該当すると認められる行為を受けた者の不安の軽減を図るよう努めるものとする。

(不安を与える行為の禁止等に関する配慮事項)

第十一条 第八条及び第九条の規定の適用に当たっては、挨拶、防犯に関する活動等を阻害することのないよう十分配慮するものとする。

(住所等の届出義務)

第十二条 子どもに対し、第二条第二号イからニまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了の日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者が新たに府の区域外に住所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

(社会復帰に関する支援)

第十三条 知事は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、訪問等により届出の内容を確認した上で、その確認が得られた者（以下「社会復帰支援対象者」という。）に対し、社会復帰に関する相談その他必要な支援（以下「社会復帰支援」という。）を行うものとする。

- 2 社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。

(警察本部長に対する協力の依頼)

第十四条 知事は、前条の規定に関し、警察本部長に対して協力を求めることができる。

(個人情報の管理)

第十五条 知事は、社会復帰支援を行うために第十二条第一項の規定による届出により収集した個人情報（大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第二条第一号に規定する個人情報をいう。）について、別に定めるところにより、適正に管理しなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 常習として第八条の規定に違反した者
- 二 第九条の規定に違反した者

第十八条 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則（平成二十四年条例第二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第十二条の規定は、この条例の施行の日前に第二条第二号イからハまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期が満了した場合については、適用しない。

附 則(平成二十六年条例第百三十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年条例第七十八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府子どもを性犯罪から守る条例（以下「新条例」という。）第二条第一号に規定する子どもに対し、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第七十六條から第七十九條まで、第八十一条、第二百四十一条若しくは第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条に係る部分に限る。）又は刑法の一部を改正する法律による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係る部分に限る。）の罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものに係る新条例第十二条及び第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府子どもを性犯罪から守る条例（以下「新条例」という。）第二条第一号に規定する子どもに対し、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「平成二十九年旧刑法」という。）第七十六條から第七十九條まで、第八十一条、第二百四十一条若しくは第二百四十三条（平成二十九年旧刑法第二百四十一条に係る部分に限る。）、刑法の一部を改正する法律による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（平成二十九年旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係る部分に限る。）又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）による改正前の刑法（以下「令和五年旧刑法」という。）第七十六條から第一百八一条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項若しくは第二百四十三条（令和五年旧刑法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものに係る新条例第十二条及び第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(平成 31 年福岡県条例第 19 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例（平成 30 年福岡県条例第 34 号。以下「支援条例」という。）に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 176 条から第 181 条まで、第 225 条（わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。）、第 228 条（同法第 225 条に係る部分に限る。）、第 241 条第 1 項及び第 3 項並びに第 243 条（同法第 241 条第 3 項に係る部分に限る。）の罪
 - 二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 60 条第 1 項の罪
 - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。第 17 条第 1 項及び第 18 条第 3 項において「児童買春等処罰法」という。）第 4 条及び第 7 条の罪
 - 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）第 4 条（刑法第 241 条第 1 項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）第 3 条第 1 項から第 3 項までの罪
 - 六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。

四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（以下「自己決定権」という。）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（以下「性的人格権」という。）を侵害する行為をいう。

五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。

六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。

七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。

八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。

九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

十 子ども 18歳に満たない者をいう。

（基本理念）

第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにしなければならないこと。

二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならない

いこと。

三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。

四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

(基本方針等)

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。

二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。

三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。

2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。

二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。

三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。

四 子どもや心身に障がい有する者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

(県の責務)

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、適切に対応しなければならない。

(市町村の責務)

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに

に、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

- 2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。）は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

- 2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

- 3 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（学校

教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、第1項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

（性暴力根絶等に関する研修等）

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

（性暴力根絶等に関する広報・啓発等）

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

（総合窓口の設置及び関係機関との連携）

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下「支援センター」という。）を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

一 専門の相談員による相談

二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介

三 医療機関、警察署等への付添い及び助言

四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供

五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

（性暴力及び性被害に関する相談等）

第15条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応

又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

- 2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。）を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日（刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日）から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出な

なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

- 4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

- 2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

- 3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。）を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等、加害者が被害者に遭遇することがないように、配慮しなければならない。

- 2 知事は、性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

(被害者支援に関する特則)

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。

3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。

4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

○茨城県性暴力の根絶を目指す条例

令和 4 年11月21日

茨城県条例第43号

茨城県性暴力の根絶を目指す条例を公布する。

茨城県性暴力の根絶を目指す条例

(目的)

第 1 条 この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例（令和 4 年茨城県条例第20号）に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性暴力 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であつて、その者の意に反して、又はその者の同意があつても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するものをいう。

(2) 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪、同法第177条の罪、同法第179条から第182条までの罪、同法第225条の罪（わいせつの目的である場合に限る。）、同法第228条の罪（同法第225条の罪に係るものに限る。）、同法第230条第 1 項及び第231条の罪（その犯罪事実が前号に該当するものに限る。）、同法第241条第 1 項及び第 3 項の罪並びに同法第243条の罪（同法第241条第 3 項の罪に係るものに限る。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第 1 項の罪

ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第 4 条から第 8 条までの罪

エ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）第 4 条の罪（刑法第241条第 1 項の罪に係るものに限る。）

オ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）

第3条第1項から第3項までの罪

カ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までの罪

キ 茨城県迷惑行為防止条例（平成13年茨城県条例第34号）第9条の罪（同条例第2条の規定の違反に係るものに限る。）

ク 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第46条第1項及び第2項の罪（同条例第35条の規定の違反に係るものに限る。）並びに同条例第46条第5項第9号の罪

(3) 配偶者等暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に不快若しくは嫌悪の情を催させる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別による固定的な役割分担についての意識、性別を理由とする不当な差別又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）により当該他の者の修学、就業その他社会生活上の環境を害すること及び当該言動に対する当該他の者の対応により当該他の者に不利益を及ぼすことをいう。

(5) デジタル性暴力 第2号に該当するもののほか、その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

(6) 二次的被害 茨城県犯罪被害者等支援条例第2条第4号に規定する二次的被害のうち、性暴力に関するものをいう。

(7) 民間支援団体 性暴力の根絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。

(8) 子ども 18歳未満の者をいう。

(9) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（令6条例71・一部改正）

（基本理念）

第3条 性暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及

ばすものであり、県民の幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かす極めて悪質な行為であるため、何人も、性暴力をしてはならず、また、許してはならない。

2 性暴力の根絶に当たっては、性暴力による被害を受けた者を守り、社会全体で支えることを第一とし、性暴力による被害を受けた者に責任があるとするような誤った認識や性暴力による被害を受けた者に対する不当な差別又は偏見を払拭し、二次的被害の防止に最大限の配慮をするとともに、性暴力による被害を受けた者の意思及び立場を尊重することを基本とするものとする。

3 子どもに対する性暴力は、本来保障されるべき健全な成長発達を阻害し、生涯にわたってその幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かすこととなる極めて重大な人権の侵害であるとともに、自らこれを回避することや心身に受けた影響からの回復に多大な困難さが考えられる。よって、その防止や早期発見はもとより、被害を受けた子どもの迅速な保護等のために、保護者との連携の下、県、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者等の関係者及び地域住民をもって、必要な支援を適切に行うことにより、性暴力の根絶を目指すものとする。

(県の責務、役割等)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との適切な役割分担を踏まえ、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に向けた施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとともに、第1条の目的達成のため、各種施策をもってその役割を果たさなければならない。

(総合的な相談体制の整備等)

第5条 県は、県民からの性暴力に関する相談に総合的に応ずることができるよう体制を整備し、相談に適切に対応するため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応
- (2) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する制度、専門的な機関その他の情報の提供又は仲介
- (3) 医療機関又は警察への付添い及び助言、医療上の措置及び証拠の保全に係る援助その他の性暴力により被害を受けた直後に必要となる支援
- (4) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する法的援助、心

理的な負担の軽減その他の必要と認められる支援

(5) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する相談に総合的に応ずるため必要となる専門的知識及び技術を有する者の養成

2 県は、前項の体制を整備し、施策を講ずるに当たっては、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民と連携協力し、必要な支援が早期かつ適切に行われることを旨として、取り組むものとする。

3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場を尊重し、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

(性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等)

第6条 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする。

2 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第8条第1項の支援計画の策定に当たっては、性暴力による被害の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

3 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第11条に定める施策を講ずるに当たっては、特に性暴力を行った者から性暴力により被害を受けた者を隔離するため必要があると認める場合において、当該被害を受けた者の居所に関する個人情報の保護について十分配慮するとともに、必要と認められる期間における安全な居住の確保に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(令6条例71・一部改正)

(性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等)

第7条 県は、性犯罪をした者が、その責任等を自覚し、性犯罪がもたらす深刻な影響を理解し、及び社会復帰のために努力することが重要であるとの認識の下に、性犯罪をした者が申し出たときは、当該者に対し、再び性犯罪をすることを防止するための治療又は円滑な社会復帰のための措置を受けることができるよう支援するものとする。

2 県は、前項の申出を勧奨する措置を講ずるものとする。

3 第1項の治療又は措置に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

4 県は、前3項に掲げるもののほか、性暴力の根絶に当たっては、性暴力を行った者が、

その責任等を自覚し、性暴力がもたらす深刻な影響を理解し、及び再び性暴力を行わないために努力することが重要であるとの認識の下に、性暴力を行った者からの相談に応じ、再び性暴力を行うことの防止又は円滑な社会復帰に資する情報の提供、研修の実施、医学的又は心理学的な援助その他の必要な支援をするものとする。

- 5 県は、性暴力を行った者に対し、再び性暴力を行うことの防止及び社会復帰のための相談を受けやすい環境を整えるとともに、相談の勧奨に努めるものとする。
- 6 県は、前各項に規定する支援等を行うに当たっては、性暴力により被害を受けた者に関する個人情報の保護について特に留意するとともに、性暴力を行った者と性暴力により被害を受けた者が遭遇することがないように必要な措置を講ずるものとする。
- 7 県は、第1項から第5項までに規定する支援等に関して取得した個人情報を、守秘義務に関する法令の規定の遵守その他その取扱いに対する高い意識の下に、適切に取り扱わなければならない。
- 8 県は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の地方再犯防止推進計画において、性暴力の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

（令6条例71・一部改正）

（住居の届出）

第8条 特に子どもに対する性犯罪は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を根底から脅かすものであり、これが県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者が、その再犯防止に向け最大限の努力を尽くすことは社会において果たすべき責務であることから、子どもに対し、次に掲げる罪を犯し、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を受けた者は、その執行を終わった日（その刑の一部の執行を猶予された場合にあっては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった日）から5年を経過する日前に県の区域内に住居を定めたときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、氏名、住居の所在地、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日その他規則で定める事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 刑法第176条の罪、同法第177条の罪、同法第179条から第182条までの罪、同法第225条の罪（わいせつの目的である場合に限る。）、同法第228条の罪（同法第225条の罪に係るものに限る。）、同法第230条第1項及び第231条の罪（その犯罪事実が第2条第1号に該当するものに限る。）、同法第241条第1項及び第3項の罪並びに同法第243条の罪（同法第241条第3項の罪に係るものに限る。）

- (2) 児童福祉法第60条第1項の罪
 - (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条及び第7条第4項の罪
 - (4) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条の罪(刑法第241条第1項の罪に係るものに限る。)
 - (5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条第1項及び第2項の罪
 - (6) 茨城県迷惑行為防止条例第9条の罪(同条例第2条の規定の違反に係るものに限る。)
 - (7) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例第46条第1項及び第2項の罪(同条例第35条の規定の違反に係るものに限る。)
- 2 知事は、前項及び次項の届出に係る情報を、当該届出をした者が再び性犯罪をすることの防止又は当該届出をした者の円滑な社会復帰のための情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。
- 3 第1項の届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。県の区域外に転居しようとする場合も同様とする。
- 4 県は、第1項の届出をした者に対し、前条第2項の措置を特に重点的に講ずるものとする。

(令6条例71・一部改正)

(性暴力への県民の理解促進と社会的気運の醸成のための広報啓発等)

- 第9条 県は、性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解と関心を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、性暴力の根絶が県民生活に密接に関わるものであり、県民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることに鑑み、性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成に努めるものとする。
- 3 県は、身近に起こり得る性暴力は決して許されない卑劣な行為であり、これを根絶することが、県民誰もが安心安全な生活を営むことができる社会の実現のために極めて重要であることに鑑み、性暴力の根絶に向けた対策強化月間を設定し、各種イベントを通して、家庭、学校、行政機関、事業所等県民総ぐるみの取組を行うよう努めるものとする。

- 4 県は、民間支援団体の活動を促進するため、情報の提供又は助言、性暴力の根絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令 6 条例71・一部改正)

(性暴力の根絶のための人材の育成)

第10条 県は、この条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関し必要な専門的知識及び技術について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力により心身に受けた影響からの回復への適切な支援を図るため、教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術、第5条第1項の体制との連携の方法その他の必要な事項について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深めるよう努め、並びに性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第12条 市町村は、基本理念にのっとり、県、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との連携協力の下、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第13条 医療機関は、性暴力により被害を受けた者が受診したときは、その個人情報の保護に十分に配慮するとともに、医療上の措置のほか、証拠の保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する情報の提供その他当該者の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。

- 2 医療機関は、性暴力を行った者が受診したときは、当該者に対し、適切な治療及び医学

的又は心理学的な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 県の設置する医療機関は、前2項の対応に必要な情報の提供その他の支援並びに第5条第1項の施策並びに第7条第1項及び第4項の支援に関し、必要な措置を構ずるよう努めるものとする。

(令6条例71・一部改正)

(事業者の役割)

第14条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう十分に配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業所において、性暴力による被害又は二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるとともに、その従業員から性暴力による被害又は二次的被害について申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(デジタル性暴力の根絶)

第15条 県は、デジタル性暴力の根絶に向け、県民のデジタル性暴力の危険性及びこれを防止するための方法を理解し、及び適正にインターネットを利用する能力を向上させるため、県民の年齢その他その置かれている状況に応じた講習の実施、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県民は、デジタル性暴力の危険性についての理解を深めるとともに、前項の能力の向上に努めるものとする。

(性暴力の根絶に資する総合的な教育の推進等)

第16条 県及び市町村は、その設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(次項において「学校」という。)に在籍する子ども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)に在籍する子ども(3歳以上の者に限る。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(次項において「保育所」という。)に在籍する子ども(3歳以上の者に限る。)並びにこれらの子どもの保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人その他学校、認定こども園又は保育所を設置する法人（国、県及び市町村を除く。）は、前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

（市町村に対する支援）

第17条 県は、市町村が適切かつ効果的に性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進することができるよう、これらに関する情報の提供又は助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（年次報告）

第18条 知事は、毎年度、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

（令5条例32・追加）

（推進体制の整備）

第19条 県は、この条例に基づく性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（令5条例32・旧第18条繰下）

（財政上の措置）

第20条 県は、性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令5条例32・旧第19条繰下）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（令和5年規則第17号で令和5年4月1日から施行）

（経過措置）

2 第8条第1項の規定は、同項に規定する刑の執行を終わった日が前項ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

（検討）

- 3 県は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則（令和5年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨城県性暴力の根絶を目指す条例第8条第1項の規定は、同項に規定する刑の執行を終わった日がこの条例の施行の日以後である者について適用する。

（検討）

- 3 県は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

長野県子どもを性被害から守るための条例

平成28年 7 月 7 日
条例第31号改正 平成29年10月16日条例第44号
令和 5 年10月16日条例第22号
令和 7 年 3 月21日条例第 7 号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条、第177条、第179条、第181条、第182条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為
- (4) 第19条第1項の罪に当たる行為
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為
- (6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育

み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

（基本理念）

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

（1） 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。

（2） 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

（県の責務）

第5条 県は、前条に定める基本理念（第15条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

（学校等の責務）

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル（情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。）に関する教育を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

（性被害の予防のための教育の充実）

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図

るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

（インターネットの適正な利用の推進）

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。

（相談体制の充実等）

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

（県民運動の推進）

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

（性被害を受けた子どもへの支援）

第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（大人の責任）

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

（威迫等による性行為等の禁止）

第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(罰則)

第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（平成28年7月7日）から施行する。ただし、第17条から第20条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年10月16日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月21日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正す

る法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

○三重県性暴力の根絶をめざす条例

令和七年十月二十七日三重県条例第五十三号

三重県性暴力の根絶をめざす条例をここに公布します。

三重県性暴力の根絶をめざす条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 推進体制の整備（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策

第一節 性暴力の予防（第十五条—第十七条）

第二節 性暴力被害者等に対する支援（第十八条—第二十一条）

第三節 性暴力のない社会の構築（第二十二条・第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条・第二十五条）

附則

三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別その他の人権問題を解消し、人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできた。また、性犯罪・性暴力対策の分野においては、「三重県犯罪被害者等支援条例」の取組をはじめ、性暴力を受けた被害者のための相談窓口を設置し、その者に対する支援を行うとともに、性暴力の予防に向けて取り組んできた。

私たちは、一人ひとりが尊い存在である。人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは、私たちすべての県民の願いである。

しかしながら、性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないものであるにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在している。また、性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、不当な差別や偏見、性暴力に対する無関心や無理解による不適切な言動などの二次被害に苦しむ者が存在し、さらに、声を上げたくても上げられずに悩んでいる者も存在している。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要するだけでなく、自らの力だけでは回復することが困難である。また、心身に受けた影響は、性暴力を受けた直後に生じるだけでなく、性暴力を受けてから月日が経過した後にも生じることがある。そのため、性被害を早期に発見するとともに、性暴力を受けた直後から中長期にわたって、途切れることなく、社会全体で被害者及びその家族に寄り添い、支えることが必要である。

特に、子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、その心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものである。子どもにとっては、性暴力に遭っても、これを認識できないこともあり、また、子ども自身でこれを回避することは困難である。そのため、社会全体で子どもを性被害から守ることを第一とし、性被害が発生した場合には、これを見逃すことなく早期に発見し、性被害を受けた子ども及びその家族を支援することが必要である。

私たち県民は、過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、これ以上、被害者を生むことのないよう、性暴力を根絶しなければならない。

ここに、私たちは、行政、県民、事業者をはじめ、それぞれが自らの役割の下、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、私たちすべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図ることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策（以下「性暴力の根絶をめざす施策」という。）に関し、基本理念及びその他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにするとともに、法令及び三重県犯罪被害者等支援条例（平成三十一年三重県条例第三号。第二十一条において「支援条例」という。）と相まって、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進することにより、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力により心身や尊厳に侵害を受けた者を支援し、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る。第九号及び第十号において同じ。）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない。）をいう。

二 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条及び第二百二十六条の二第三項に係る部分に限る。）、第二百三十条第一項及び第二百三十一条（その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものに限る。）、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪

ロ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。）

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪

ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ホ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

ト 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）第十五条第一項及び第二項（同項第一号に該当する者に限る。）の罪

チ 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）第四十条第一項、第五項第二号及び第七項第一号（同条例第二十三条第二項の規定の違反に係る部分に限る。）の

罪

三 性的虐待 次に掲げる行為をいう。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条第二号に規定する行為

ロ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項第一号ニ及び第五項第一号ニに規定する行為

ハ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項第一号ロ、第七項第二号及び第八項第二号に規定する行為

四 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

五 デートDV 交際関係を有するなど親密な関係にある、又はあった者からの配偶者等性暴力と同様の暴力又は言動をいう。

六 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をいう。

七 セクシュアル・ハラスメント 特定の者の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）によって、その者の就業環境、就学環境その他の社会生活上の環境を害し、又は当該性的な言動に対するその者の対応によってその者に社会生活上の不利益を及ぼすことをいう。

八 性的脅迫 特定の者に係る性的な画像その他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては直接認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。この号及び次号において同じ。）を他の者に共有する旨を告げることによって脅迫し、金銭の提供の要求、その者が望まない行為の強制、その者に係る更なる性的な画像又は性行為を記録した電磁的記録を提供させることその他これらに類する行為を要求することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

九 デジタル性暴力 特定の者の同意なしに、その者に係る性的な画像その他電磁的記録を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録を利用することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

十 アスリート等盗撮 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、特定の者の同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、その者の姿態又は部位を撮影する行為をいう。

十一 県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう。

十二 性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう。

十三 性被害 性暴力の被害者が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。

十四 二次被害 性暴力による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関等による過剰な取材等により性暴力被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

- 十五 学校等 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。第十五条第一項において同じ。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。第十五条第一項及び第二項において同じ。)、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び子どもに対して技芸又は知識の教授を行う事業その他子どもの育成に関連する分野の事業を行うものをいう。
- 十六 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十七 民間支援団体 性暴力被害者等に対する支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- 十八 子ども 十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 性暴力の根絶をめざす施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 性暴力は、個人の尊厳を著しく害する人権侵害であるだけでなく、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、いかなる場合においても許されない行為であることから、これを根絶していかなければならないこと。
- 二 性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重すること。
- 三 性暴力被害者等に対する不当な差別、偏見及び誹謗中傷を許さない社会の形成を図るとともに、性暴力被害者等が支援を求める声を上げやすくなるよう、差別及び偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと。
- 四 性暴力被害者等に対する支援は、県、県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に係る機関(以下「関係機関」という。)が連携し、過去に被害を受けた性暴力被害者等も含め、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこと。
- 五 子どもに対する性暴力は、子どもの健全な発達に多大な影響を及ぼす極めて重大な人権侵害であって、子ども自身でこれを回避することは困難であることから、社会全体で子どもを性被害から守るとともに、性暴力を予防するための教育及び啓発を行い、さらに、性被害が発生した場合には、早期発見並びに性被害を受けた子ども及びその家族の迅速な支援のために、県、県民等、市町、学校等、医療機関及び民間支援団体が連携協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、性暴力の根絶をめざす施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、性暴力の根絶をめざす施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、性暴力の根絶をめざす施策を効果的に実施するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報を収集し、活用するものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性についての理解を深めるよう努め、性被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとする。

- 2 県民等は、性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見及び性暴力被害者等に対する

支援に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 県民等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、県、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体及び住民との連携協力の下、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する取組（第十四条において「性暴力の根絶をめざす取組」という。）を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする。

- 2 市町は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第七条 学校等は、基本理念にのっとり、当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に対する性暴力が行われたおそれがあると認めるときは、性暴力被害者等が、速やかに県等が設置する相談窓口にご相談することができるよう、迅速かつ的確に対応するものとする。

- 2 学校等は、当該学校等における性暴力を防止するため、その職務に従事する者に対する研修機会の確保、施設及び設備の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性について理解を深めるよう努め、その事業活動を行うに当たっては、セクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次被害が生じることのないよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業所において、性被害又は二次被害を生じさせないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その従業員から性被害又は二次被害について申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第九条 医療機関は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等が受診したときは、その個人情報の保護に十分に配慮するとともに、証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第十条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、性暴力被害者等を支援するとともに、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第十一条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、当該施策の実施状況を確認するため、必要な体制を整備するものとする。

(推進計画)

第十二条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する推進計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する基本方針

二 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性暴力の根絶をめざす施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときには遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(人材の育成及び支援)

第十三条 県は、県及び市町の職員並びにこの条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し必要な専門的知識及び技術について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力被害者等に対する適切な支援を図るため、学校等において、当該学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止及び適切な対処に関する知識及び技術、第十八条第一項に定める窓口との連携の方法その他の必要な事項について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、性暴力被害者等に対する支援に従事する者（第二十四条第三項において「支援従事者」という。）が性暴力被害者等に対する支援を行う過程において性暴力被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第十四条 県は、市町が性暴力の根絶をめざす取組を推進するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

第三章 基本的施策

第一節 性暴力の予防

(予防教育等の推進)

第十五条 県及び市町は、その設置する学校、認定こども園及び保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次項において同じ。）に在籍する者並びにその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護する者をいう。第二十二條第二項において同じ。）

に対して、在籍する者の発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他学校、認定こども園又は保育所を設置する法人（県及び市町を除く。）は、前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

（県民等の理解の促進と気運の醸成）

第十六条 県は、性暴力被害者等が孤立することがないように、性暴力の根絶、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民等の理解と関心を深めるため、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、この条例の趣旨を周知するとともに、県民等が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図るものとする。

（性暴力の根絶をめざす月間）

第十七条 県は、性暴力の根絶をめざす月間を設け、前条に定める施策に集中的に取り組むものとする。

- 2 性暴力の根絶をめざす月間は、十一月とする。

第二節 性暴力被害者等に対する支援

（総合的な相談体制の整備等）

第十八条 県は、専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置し、性暴力被害者等が直面している様々な問題について相談（第三項及び第二十条第一項において「性暴力に関する相談」という。）に応じ、第二十条第一項各号に規定する支援を行うものとする。

- 2 県は、基本理念にのっとり、前項の窓口の設置に当たっては、県民等に対する当該窓口の周知及び相談しやすい環境の整備を図るとともに、相談者の年齢、性自認、性的指向、使用する言語その他の属性及び被害を受けた時期にかかわらず、あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場を尊重し、かつ、秘密の保持に必要な注意を払うものとする。

（早期発見及び早期対応）

第十九条 県は、県民等が性暴力を受けた場合に直ちに前条第一項に定める窓口で相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、性暴力を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全及び早期の適切な支援がなされるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図るものとする。
- 3 県は、子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう県民等、市町及び学校等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（性暴力被害者等に対する支援）

第二十条 県は、性暴力に関する相談に適切に対応し、性暴力被害者等に対する支援を行うため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 性暴力の防止及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談、必要な情報の提供及び助言
- 二 性暴力被害者等が必要とする支援制度及び関係機関の紹介

- 三 医療機関、警察その他必要と認められる場所への付添い及び助言
- 四 性暴力を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠保全に係る支援
- 五 性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に資する心理的な負担の軽減及び必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
- 六 法的支援その他必要と認められる支援の提供

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、必要な支援が迅速かつ的確に行われるよう県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携するものとする。
(三重県犯罪被害者等支援条例への委任)

第二十一条 性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例の定めるところによる。

2 県は、支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し、その被害の特性に応じて必要な配慮を加えるものとする。

第三節 性暴力のない社会の構築

(性暴力の再発防止)

第二十二条 県は、性暴力の加害者又はその家族（第三項において「加害者等」という。）の求めに応じ、再発の防止又は社会復帰に必要な情報の提供、医学的又は心理学的な支援その他必要な支援に努めるものとする。

2 県は、性暴力の加害者が子どもの場合には、当該子どもの意思を尊重の上、その保護者と連携し、性暴力の再発を防止するために必要な発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、加害者等が、再発の防止及び社会復帰のための相談をしやすい環境の整備に努めるものとする。

(性暴力が発生しない環境づくり)

第二十三条 県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努めるものとする。

2 県は、前項の取組を進めるに当たっては、市町、学校等及び事業者に対する情報の提供、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(個人情報の保護)

第二十四条 県は、第十八条から第二十一条までに規定する相談及び支援に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の性被害の軽減又は性被害からの回復に向けた相談への対応、情報の提供、助言その他の支援の目的以外に使用してはならない。

2 県は、第二十二条に規定する支援及び環境の整備に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の再発の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

3 前二項の規定は、支援従事者並びに再発の防止及び社会復帰のための相談及び支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○熊本県少年保護育成条例

昭和46年6月8日
条例第30号

熊本県少年保護育成条例をここに公布する。
熊本県少年保護育成条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 優良興行等の推奨(第5条)
- 第3章 規制(第6条—第19条)
- 第4章 熊本県青少年問題協議会への諮問(第20条)
- 第5章 罰則(第21条—第23条)
- 第6章 雑則(第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、もって少年を保護することを目的とする。

(県民の責務)

第2条 すべて県民は、少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から少年を守るとともに、常によい環境をつくることに努めなければならない。

(県の責務)

第2条の2 県は、市町村と協力して、少年の健全な育成を図るための施策を講じ、その推進に努めなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、県民の権利を不当に侵害しないように注意しなければならない。

(定義)

第4条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。ただし、[第18条の2](#)、[第18条の3](#)及び[第18条の4](#)においては、18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他の者で少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させることをいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真、映画フィルム若しくはスライドフィルム又は録音盤、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体をいう。
- (5) 玩具類等 玩具類、器具類及び刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に定める刀剣類を除く。)をいう。
- (6) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (7) 薬品類等 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものをいう。
- (8) 衛生用品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に規定する衛生用品のうち規則で定めるものをいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。
- (11) 自動販売機 物品の販売に従事する者と購入客とが直接対面する方法によらずに当該販売をすることができる機器をいう。

第2章 優良興行等の推奨

(優良興行等の推奨)

第5条 知事は、[次の各号](#)に掲げるもので、少年を健全に育成するうえに有益であると認められるものを推奨することができる。

- (1) 興行で、その内容が特にすぐれているもの
- (2) 図書等で、その内容が特にすぐれているもの
- 2 知事は、[前項](#)の規定により推奨したときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、関係者に周知するものとする。

第3章 規制

(業者等の自主規制)

第6条 興行、図書等又は広告物の内容が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を経営する者若しくは興行を主催する者(以下これらを「興行者」という。)又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為(以下「販売等」という。)を業とする者は少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 がん具類等の形状、構造又は機能が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、当該がん具類等の販売等を業とする者は、少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。
 - (1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく性的感情を刺激し、又は射幸心を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの(自動販売機による販売の自主規制)

第6条の2 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者は、図書等でその内容が[前条第1項各号](#)のいずれかに該当すると認められるもの又はがん具類等でその形状、構造若しくは機能が[同条第2項各号](#)のいずれかに該当すると認められるものを自動販売機により販売しないように努めなければならない。

- 2 衛生用品を自動販売機により販売する者は、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、自動販売機により衛生用品を販売しないように努めなければならない。

(有害興行の観覧の禁止)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が[第6条第1項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を少年に有害なものとして指定することができる。

- 2 知事は、[前項](#)の指定をしたときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、当該興行者に通知しなければならない。
- 3 [前項](#)の通知を受けた興行者は、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨を、規則の定めるところにより、当該興行を行う期間掲示しなければならない。
- 4 [第2項](#)の通知を受けた興行者は、[第1項](#)の指定のあった興行の内容を少年に観覧させてはならない。(深夜興行等への立入禁止等)

第8条 次に掲げる者(以下「興行者等」という。)は、午後11時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)において、興行又は営業の場所に少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 興行者
- (2) 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者
- (3) 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者
- 2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営む場合は、当該興行又は営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、規則の定めるところにより、深夜における少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 3 興行者等は、興行又は営業の場所への客の出入りを管理する者を当該興行又は営業の場所に置かなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

第9条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が[第6条第1項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

- 2 知事は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。
- 3 [第1項](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等として指定されたものとみなす。この場合においては、[前項](#)の規定は適用しない。
 - (1) 書籍若しくは雑誌又はシー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体(以下この項において「シー・ディー・ロム等」という。)で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為(以下この項において「卑わいな姿態等」という。)を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が20紙面以上若しく

は総紙面の10分の1以上を占めるもの又は卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが20場面以上若しくは総場面の10分の1以上を占めるもの

(2) ビデオテープ、ビデオディスク又はシー・ディー・ロム等で、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、少年の視聴を不適当としたもの

(3) 図書等でその表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの

4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、[第2項](#)の規定による公示に係る図書等及び[前項](#)に規定する図書等(以下これらを「有害図書等」という。))の販売等をしてはならない。

(有害図書等の陳列方法等)

第9条の2 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置

(2) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

2 知事は、[前項](#)の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は[前項第2号](#)の措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 知事は、[前項](#)の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 知事は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(有害がん具類等の販売等及び所持の禁止)

第10条 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が[第6条第2項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 [第1項](#)の規定にかかわらず、性的興味をそそることを目的として、性行為又は性器を題材として製作されたがん具類等で規則で定めるものは、少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなす。この場合においては、[前項](#)の規定は適用しない。

4 がん具類等の販売を業とする者は、少年に、[第2項](#)の規定による公示に係るがん具類等及び[前項](#)に規定するがん具類等(以下これらを「有害がん具類等」という。))の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護にかかる少年に、有害がん具類等を所持させてはならない。

(有害広告物の制限)

第11条 知事は、広告物の内容が[第6条第1項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、[前項](#)の指定をしたときは、当該広告物の広告主又は広告物の管理者に対して、その旨を通知するとともに、当該広告物の内容の変更その他必要な指示をすることができる。

3 知事は、[前項](#)の指示を受けた広告物の広告主又は広告物の管理者がその指示に従わないときは、当該広告物の内容の変更又は撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害薬品類等の制限)

第12条 何人も、少年が薬品類等を不健全に使用することを知って、少年にこれを譲渡し、若しくは所持させ、又は少年に薬品類等を不健全に使用させてはならない。

(自動販売機による図書等の販売の届出等)

第12条の2 図書等を自動販売機により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 [前項](#)の規定による届出をした者は、規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。[次項](#)の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

3 [第1項](#)の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は規則で定める販売を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機への収納禁止等)

第12条の3 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者(以下この条において「販売業者」という。))は、当該自動販売機に有害図書等又は有害がん具類等を収納してはならない。ただし、法令の規定により、少年を立ち入らせることが禁止されている場所(以下「少年立入禁止場所」という。))に設置されている自動販売機については、この限りでない。

- 2 販売業者は、当該自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等が[第9条第2項](#)又は[第10条第2項](#)の規定により公示されたときは、直ちに、当該公示された図書等又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。この場合においては、[前項ただし書](#)の規定を準用する。
- 3 知事は、販売業者が、[前2項](#)の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納しているときは、当該販売業者に対し、当該有害図書等又は当該有害がん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 [前項](#)の規定により有害図書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び[第1項](#)又は[第2項](#)の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該自動販売機による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 [前項](#)の規定により自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び[第1項](#)又は[第2項](#)の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者が、更に反復して[第1項](#)又は[第2項](#)の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該販売業者に対し、当該自動販売機の撤去を命ずることができる。

(衛生用品の自動販売機による販売の制限)

第12条の4 知事は、自動販売機による衛生用品の販売が少年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用品を自動販売機により販売する者に対して、当該衛生用品の撤去その他必要な指示をすることができる。

- 2 知事は、[前項](#)の指示を受けた衛生用品を自動販売機により販売する者がその指示に従わないときは、当該衛生用品の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による利用カード販売の届出等)

第12条の5 利用カードを自動販売機により販売しようとする者は、販売を開始する日の10日前までに、当該自動販売機ごとに、熊本県公安委員会規則(以下この条において「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、熊本県公安委員会(以下この条及び[第12条の10](#)において「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- 2 [前項](#)の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。[次項](#)の規定による変更の届出をしたときも同様とする。
- 3 [第1項](#)の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項に変更があったとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

第12条の6 削除

(広告及び宣伝の禁止)

第12条の7 何人も、少年の健全な育成に資する環境を保持するため、テレホンクラブ等営業に係る広告及び宣伝に関し、[次の各号](#)に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)第31条の13第1項及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号の規定により広告又は宣伝が規制される区域及び地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、テレホンクラブ等営業に係る広告物(利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を表示するものを含む。)を掲出し、又は表示すること。ただし、法第31条の12第1項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の外周及び内部において掲出し、又は表示する広告物については、この限りでない。
- (2) 広告制限区域等において、ビラ等(テレホンクラブ等営業及び利用カード販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画のうち広告物を除いたものをいう。以下この条において同じ。)を頒布すること。ただし、法第31条の12第1項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。
- (3) 広告制限区域等以外の地域において、ビラ等を少年に頒布すること。
- (4) [前号](#)に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布すること。ただし、法第31条の12第1項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

(少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第12条の8 何人も、少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(自動販売機への利用カードの収納禁止)

第12条の9 何人も、少年立入禁止場所を除き、販売を目的として自動販売機に利用カードを収納してはならない。

(違反広告物の除却命令等)

第12条の10 公安委員会は、[第12条の7](#)の規定に違反した広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、[前項](#)の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を警察官に行わせることができる。
- 3 公安委員会は、[第12条の7第1号](#)の規定に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙を警察官に除却させることができる。
- 4 公安委員会は、[第12条の7第1号](#)の規定に違反した広告物がはり札又は立看板であるときは、その違反に係るはり札又は立看板を警察官に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が掲出され、又は表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかであると認められるときに限る。
- 5 公安委員会は、[第12条の7第2号](#)又は[第4号](#)の規定に違反したビラ等が、不特定又は多数の者によって自由に持ち帰られるような状態で配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察官に除却させることができる。
- 6 警察官は、[第12条の7](#)の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為をしている者に対し、当該行為を中止すること、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 7 [第2項](#)から[前項](#)までの規定により除却その他必要な措置及び中止命令を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつ行為の禁止)

第13条 何人も、少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、少年に対し、[前項](#)の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第14条 何人も、[次の各号](#)に掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うことを知って、場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつ行為
- (2) 飲酒又は喫煙
- (3) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (4) 薬品類等の不健全な使用

(旅館業者等の届出)

第15条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者及びアパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する少年が暴行、いん行、わいせつ行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、又は薬品類等の不健全な使用をしていると認めるときは、速やかに、保護者に通知し、又は警察官に届け出なければならない。

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第16条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、正当な理由がある場合のほか、少年から同条第1項に規定する物品を質にとってはならない。

- 2 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、同条第1項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合
- (2) 少年が業として物品を売却する場合
- (3) その他正当な理由があると認められる場合

- 3 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者は、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかな場合は、この限りでない。

(入れ墨の禁止)

第17条 何人も、正当な理由がある場合のほか、少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜に少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の囑託又は承諾を受けないで、深夜に少年を、その住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(少年のインターネット利用環境の整備)

第18条の2 保護者は、フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下この条及び次条において「法」という。))第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下この条において同じ。))及びフィルタリングサービス(法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条及び次条において同じ。))の利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報(法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条及び次条において同じ。))を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 2 少年の健全な保護育成に携わる者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 3 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。))を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェアの利用、フィルタリングサービスの利用その他適切な方法により、当該少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 4 特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。))及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報の提供により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報閲覧の防止)

第18条の3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条において同じ。))は、携帯電話インターネット接続役務(法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。))を提供する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。))を締結する場合において、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下この条において同じ。))の利用者が少年であるときは、当該少年の保護者(当該契約の相手方が少年であり、かつ、当該少年が保護者を同伴しないで契約を締結する場合は、当該少年)に対し、法第14条の規定により、同条各号に掲げる事項を説明する際には、併せて、これらの事項を記載した書面を交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))を提供しなければならない。

- 2 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。))に提出しなければならない。

- 3 保護者は、法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下この条において「フィルタリング有効化措置」という。))を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が少年の法第16条に規定する特定携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、[第2項](#)に規定する書面又は電磁的記録の提出を受け、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、当該書面又は電磁的記録の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は少年の年齢が18歳に達したと認めた日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、[第3項](#)に規定する書面又は電磁的記録の提出を受け、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、当該書面又は電磁的記録の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は少年の年齢が18歳に達したと認めた日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

- 6 [前2項](#)の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、[前2項](#)の書面の保存に代えて当該書面の内容を記録した電磁的記録を保存することができる。

- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が[第4項](#)の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が[第1項](#)若しくは[第5項](#)の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、[前項](#)の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 9 知事は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第18条の4 何人も、少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。[次号](#)において同じ。)の提供を行うよう求めること。
- (2) 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。

(立入調査)

第19条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 [前項](#)の規定による立入調査は、必要最少限度に行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 [第1項](#)の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第4章 熊本県青少年問題協議会への諮問

第20条 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、熊本県青少年問題協議会([次項](#)において「協議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) [第5条](#)の規定による推奨をしようとするとき。
- (2) [第7条第1項](#)、[第9条第1項](#)、[第10条第1項](#)又は[第11条第1項](#)の規定による指定をしようとするとき。
- 2 知事は、[前項ただし書](#)の規定により、[同項各号](#)に規定する推奨又は指定をしたときは、速やかに、その旨を協議会に報告しなければならない。

第5章 罰則

(罰則)

第21条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) [第13条第1項](#)の規定に違反した者
- (2) [第14条](#)の規定に違反した者
- (3) [第17条](#)の規定に違反した者
- 2 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) [第12条の3第4項](#)又は[第5項](#)の規定による命令に違反した者
- (2) [第13条第2項](#)の規定に違反した者
- 3 [第18条の4](#)の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 4 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) [第7条第4項](#)の規定に違反した者
- (2) [第8条第1項](#)の規定に違反した者
- (3) [第8条第3項](#)の規定に違反した者
- (4) [第9条第4項](#)の規定に違反した者
- (5) [第10条第4項](#)の規定に違反した者
- (6) [第11条第3項](#)の規定による命令に違反した者
- (7) [第12条](#)の規定に違反した者
- (8) [第12条の2第1項](#)又は[第3項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (9) [第12条の3第1項](#)又は[第2項](#)の規定に違反した者
- (10) [第12条の3第3項](#)の規定による命令に違反した者
- (11) [第12条の4第2項](#)の規定による命令に違反した者
- (12) [第12条の5第1項](#)又は[第3項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (13) [第12条の8](#)の規定に違反した者
- (14) [第12条の9](#)の規定に違反した者
- (15) [第12条の10第1項](#)の規定による命令に違反した者

- (16) [第18条第2項](#)の規定に違反した者
- 5 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) [第7条第3項](#)の規定に違反した者
- (2) [第8条第2項](#)の規定に違反した者
- (3) [第12条の2第2項](#)の規定に違反した者
- (4) [第12条の5第2項](#)の規定に違反した者
- (5) [第12条の10第6項](#)の規定による命令に違反した者
- (6) [第16条](#)の規定に違反した者
- (7) [第19条第1項](#)の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は[同項](#)の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
- 6 [第13条](#)、[第14条](#)又は[第17条](#)の規定に違反した者は、少年の年齢を知らないことを理由として[第1項](#)又は[第2項](#)の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても[同条](#)の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責)

第23条 この条例に違反した者が少年であるときは、この条例の罰則は、少年に対しては適用しない。

第6章 雑則

(雑則)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和52年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県少年保護育成条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第16条第3項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律附則第3条第1項の規定に基づき、同法第2条第1項に規定する貸金業を営む者は、改正後の条例第16条第3項の貸金業者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月22日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者については、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から1月を経過する日(その日以前に改正後の熊本県少年保護育成条例(次項において「改正後の条例」という。)第12条の2第1項の規定による届出をした場合にあつては、その届出をした日)までの間は、同項の規定は適用しない。
- 3 この条例施行の際現に有害図書等又は有害がん具類等であるもの及び改正後の条例第9条第3項の規定により新たに有害図書等となる図書等を自動販売機に収納している者は、施行日から1週間を経過する日までに、これらの有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月22日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月2日条例第62号)

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則(平成8年7月2日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の第9条第3項に規定する図書等又は改正後の第10条第3項に規定するがん具類等を自動販売機に収納している者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成8年10月20日までの間は、改正後の第12条の3の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業(改正後の第4条第9号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。)を営んでいる者については、改正後の第12条の5第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の30日前」とあるのは、「平成8年10月31日」とする。
- 4 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第12条の5第1項の規定による届出は、改正後の第12条の6第2項に規定する届出とみなして、同項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に利用カード(改正後の第4条第10号に規定する利用カードをいう。以下同じ。)を自動販売機により販売している者については、改正後の第12条の5第2項に規定する利用カードを自動販売機により販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の15日前」とあるのは、「平成8年10月31日」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第12条の5第2項の規定による届出をした者については、施行日から平成8年12月31日までの間は、改正後の第12条の9の規定は適用しない。

附 則(平成11年10月8日条例第53号)

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の施行の日から施行する。

附 則(平成13年12月20日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)附則第1条第1項本文の政令で定める日から施行する。
(自動販売機による利用カード販売の経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第12条の5第2項の規定により知事に対してされている届出は、改正後の条例第12条の5第1項の規定により、公安委員会に対してされた届出とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月14日条例第20号)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日条例第23号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日条例第21号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第22号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月14日条例第63号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第25号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第18条の3の規定は、この条例の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月26日条例第62号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日条例第11号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項及び第18条の3第7項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者については、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年12月24日条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(規則への委任)
- 9 この附則に規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。
附 則(令和7年3月26日条例第16号)
この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日から施行する。
(施行の日＝令和7年4月1日)

○熊本県迷惑行為等防止条例

昭和39年7月7日
条例第58号

〔公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例〕をここに公布する。

熊本県迷惑行為等防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民の平穏な生活を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物(以下「公共の乗物」という。)において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 正当な理由がないのに、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第22条の規定により携帯が禁止されている刃物を除く。)、鉄棒、木刀その他の他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下この条において「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体(以下この条において「下着等」という。)をのぞき見し、又は撮影し、若しくは撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下この条において「写真機等」という。)を向け、若しくは設置すること(これらの行為が[次号](#)に規定する方法により行われる場合を除く。)

(3) 衣服等を透かして見ることができる写真機等を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、集会場、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所に当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影し、若しくは撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

(ピンクビラ等の頒布行為等の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、[次の各号](#)のいずれかに該当し、かつ、電話番号その他の連絡先を掲載したビラ、パンフレットその他の物品(以下この条において「ピンクビラ等」という。)を頒布してはならない。

(1) 衣服を脱いだ人の姿態又は性的な行為を表す場面の写真又は絵の表示であって、人の性的好奇心をそそるもの

(2) 水着姿、各種制服姿等の写真、絵又は文言その他の表示であって、人の性的好奇心をそそり、かつ、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表すもの

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所にピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の住居、店舗、事務所等にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

4 何人も、[前3項](#)のいずれかに該当する行為をする目的で、ピンクビラ等を所持してはならない。

(不当な客引き行為等の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる客引きをしてはならない。

(1) 次に掲げる行為について、客引き([立](#))に掲げる行為に係る利用者となるよう勧誘をする行為を含む。)をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ [ア](#)又は[イ](#)に掲げる行為に係る営業に関する情報の提供

エ 専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(2) 売春類似行為(対償を受け、又は受ける約束で、不特定の同性の相手方と性交類似行為をすることをいう。)をするため、客引きをすること。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、人の身体又衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる勧誘をしてはならない。

(1) 次に掲げる行為をする役務に従事する者となるよう勧誘をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為の提供、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為
イ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように役務に従事する者となるよう勧誘をすること。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる誘引(呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘うことをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(1) [第1項第1号ア](#)又は[イ](#)に掲げる行為([同号イ](#)に掲げる行為については、人の胸部、臀部若しくは下腹部又はそれらを覆っている下着に接触し、又は接触させる行為その他卑わいな行為(以下「接触等卑わいな行為」という。))を伴うものに限る。))に係る客となるよう誘引をすること。

(2) [第1項第1号イ](#)、[ウ](#)又は[エ](#)に掲げる行為([同号イ](#)に掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものを除く。))に係る客又は利用者となるよう誘引をすること。

(3) [前項第1号ア](#)又は[イ](#)に掲げる行為([同号イ](#)に掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものに限る。))をする役務に従事する者となるよう誘引をすること。

(4) [前項第1号イ](#)に掲げる行為(接触等卑わいな行為を伴うものを除く。))をする役務に従事する者となるよう誘引をすること。

4 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に[前3項](#)([前項第2号](#)及び[第4号](#)を除く。)の規定に違反する行為をさせてはならない。

5 警察官は、[第3項](#)([第2号](#)又は[第4号](#)に限る。)の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為をやめるべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 何人も、熊本県公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、[第1項第1号](#)若しくは[第2号](#)、[第2項第1号](#)又は[第3項第1号](#)若しくは[第3号](#)に掲げる行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により当該行為の相手方となる者を待ってはならない。

7 警察官は、[前項](#)の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為をやめるべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(反復したつきまとい等の禁止)

第6条 何人も、特定の者に対するねたみ、恨みその他悪意の感情を充足する目的(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する目的を除く。)で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、[次の各号](#)のいずれかに掲げる行為([第1号](#)から[第4号](#)まで及び[第5号](#)(電子メールの送信等に係る部分に限る。))に掲げる行為については、身体的安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下この条において「住居等」という。))の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。))を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号にお

いて同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(押売行為等の禁止)

第7条 何人も、戸々を訪れて、物品の販売、加工、修理、配布、貸与若しくは遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集(以下この条において「販売等」という。)を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、若しくは言い掛かりをつけ、又は住居、建造物その他の物にいたずらをする等、相手方に不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 販売等の申込みを断られたのにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等、速やかにその場から立ち去らないこと。

2 何人も、相手方の依頼若しくは承諾がないのに物品の加工、修理、配布、貸与若しくは遊芸その他の役務の提供又は広告を行って、その対価を執ように要求してはならない。

3 何人も、未成年者に対し、暴力的性行をほのめかし、又は困惑させて興行その他の娯楽的催物の入場券、観覧券若しくはパーティー券の販売又は配布をさせてはならない。

4 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、販売等を行うに際し、言い掛かりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

(景品買い行為の禁止)

第8条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号の営業を行うものに限る。以下この条において同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとして、その物品を買い、若しくは買おうとしてはならない。

(入場券等の不当売買行為の禁止)

第9条 何人も、入場券、観覧券その他の施設を利用することができる権利を証する物又は乗車券、特急券、指定券、寝台券その他の公共の運送機関を利用することができる権利を証する物(以下「入場券等」という。)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において買い、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を公共の場所において、不特定の者に売り、又は人につきまとして売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第10条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、財産上の利益を得る目的をもって、不特定の者に便益を供するため、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公衆の利用できる座席又は駐車若しくは停車の場所(以下この条において「座席等」という。)を占めること。

(2) 座席等を占めるための列の順位を占めること。

(3) 前2号によって占めた座席等又は列の順位を譲り、又は人を勧誘して譲ろうとすること。

(縄張り料等の要求行為等の禁止)

第11条 何人も、公共の場所(屋内を除く。)において運送、催物、物品の販売、宣伝その他の営業(以下この条において「営業」という。)を行い、又は行おうとする者に対し、その場所を管理する正当な権利がないのに、その営業を行い、又は行おうとする者がその場所を占めることについて、うろつくこと、立ちふさがること、言い掛かりをつけること、営業の妨害を暗示することその他の不安又は著しい迷惑を覚えさせるような言動をして、縄張り料、用心棒料、使用料等その名目のいかに問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

(海水浴場等における危険行為等の禁止)

第12条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟の回遊する水面(以下この条において「海水浴場等」という。)において、正当な理由がないのに、ヨット又はモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇若しくはこれらにけん引される物を縫航させ、急転回させ、疾走させる等、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者(以下この条において「遊泳者等」という。)に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

- 2 何人も、海水浴場等において、遊泳者等の身体又は浮輪、手こぎのボートその他の物にいたずらをして、遊泳又は回遊を妨げる等、遊泳者等に対し、不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)

第13条 [第3条第1項第2号](#)、[同条第2項](#)又は[第3項](#)の規定に違反して撮影した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 常習として、[前項](#)の違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 [第3条](#)又は[第6条第1項](#)の規定に違反した者([前条第1項](#)の規定に該当する者を除く。)は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 常習として、[前項](#)の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 [第5条第4項](#)の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

- 2 常習として、[前項](#)の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第16条 [第2条](#)、[第4条第1項](#)から[第3項](#)まで、[第5条第1項](#)から[第3項](#)([第2号](#)及び[第4号](#)を除く。)まで又は[第7条](#)から[第12条](#)までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 2 常習として、[前項](#)の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) [第4条第4項](#)の規定に違反した者
- (2) [第5条第5項](#)の規定による警察官の命令に違反した者

第18条 [第5条第7項](#)の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、[第15条](#)、[第16条](#)([第4条第1項](#)から[第3項](#)まで、[第5条第1項](#)から[第3項](#)([第2号](#)及び[第4号](#)を除く。)までに係る部分に限る。)、[第17条](#)又は[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年8月1日から施行する。
- 2 熊本県押売等防止条例(昭和32年熊本県条例第27号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした熊本県押売等防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年3月31日条例第16号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成4年3月22日条例第46号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成18年12月15日条例第84号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月15日条例第46号)

この条例は、平成22年12月20日から施行する。

附 則(平成28年3月7日条例第27号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第35号)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和6年12月24日条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- (罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項にお

いて同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(規則への委任)

- 9 この附則に規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会 委員名簿

参考資料10

	区分	氏名	フリガナ	所属等
◎	学識経験者	吉田 道雄	ヨシダ ミチオ	熊本大学 名誉教授
	学識経験者	末富 芳	スエトミ カオリ	日本大学文理学部 教授
	学識経験者	高岸 幸弘	タカギシ ユキヒロ	熊本大学大学院人文社会科学研究部 准教授
○	弁護士	村田 晃一	ムラタ コウイチ	弁護士
	警察関係者	野口 健	ノグチ タケシ	熊本県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 少年保護対策室長
	性暴力被害者支援団体	波口 恵美子	ナミグチ エミコ	公益社団法人 くまもと被害者支援センター ゆあさいどくまもと相談責任者
	児童福祉施設関係	坂本 真美	サカモト マミ	熊本県養護協議会 心理部会 会長
	学校教育関係	千々岩 慎吾	チヂイワ シンゴ	熊本市PTA協議会 副会長
	学校教育関係	坂本 芽	サカモト メグミ	熊本市立若葉小学校長
	学校教育関係	田中 慎一郎	タナカ シンイチロウ	熊本市立出水南中学校長
	社会教育関係	桑村 広子	クワムラ ヒロコ	一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団
	民間教育関係	宮川 義昭	ミヤガワ ヨシアキ	公益社団法人 全国学習塾協会九州・沖縄支部 支部長
	公募委員	中村 和可子	ナカムラ ワカコ	
	市職員	山本 恵理子	ヤマモト エリコ	熊本市立池上保育園長
	市職員	坂元 宏明	サカモト ヒロアキ	熊本市児童相談所長

■こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会

- ・令和8年10月以降 条例素案の検討 (3回程度)
- ・令和9年4月 条例最終案(議会上程案)の決定

年度	令和8年度										令和9年度		
時期	5～6月		7～9月			10～12月			1～3月		4～6月		
検討内容			○条例骨子案			●条例素案					◎条例最終案		上程 公布
検討委員会	○ 第1回検討委員会 ・意見交換 ・条例構成の議論		○ 第2回検討委員会 ・骨子案審議			●●● 第3回～第5回検討委員会 ・素案審議					◎ 第6回検討委員会 ・パブコメ報告 ・議会上程案決定		
政策会議				○					●				
議会		○		○			●			●		◎	
市民参画 (PI※)			▲ こども・若者・子育て当事者からの意見聴取 (アンケート)					▲ パブコメ					
			▲ こども・若者・子育て当事者からの意見聴取 (ワークショップ)										

※PI:市の施策の計画段階から実施段階までのさまざまな段階において、市民の皆さんに情報を提供したうえで、皆さんの意見(ニーズ)を聴き、反映しながら事業を進めていくための、市民参画の考え方や手順のこと
(市ホームページ:「市民参画におけるPI(パブリックインボルブメント)について」より抜粋)